

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領

（目的）

第1 誰もがその能力を十分発揮しながら生き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を県が認証し、広く発信することで県内全体での普及促進を図る。

（定義）

第2 この要領において、企業とは、長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う法人、その他社団、又は個人をいう。

（認証の区分）

第3 認証コースは、「ワークライフバランス」「ダイバーシティ」「ネクストジェネレーション」の3コースとする。

（認証の基準）

第4 知事は、実践状況報告書（様式2号～5号）に定める基本項目及び各認証コースの認証基準を満たす企業を認証企業として認証し、認証書を交付するものとする。

2 知事は、第3に定めるコース全てについて認証を受けた企業を上位認証として認証し、認証書を交付するものとする。

3 知事は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から3か月以内に認証又は不認証の決定を行うものとする。

4 知事は、認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認証しないものとする。ただし、次の6号または7号に該当するに至った日から3年が経過している場合はこの限りではない。

(1) 暴力団員がその代表者又は役員である場合

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合

(3) 県の他の事業において、過去に前2号の理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置を受けたことがある場合

(4) 企業としての活動実態が無いと判断される場合

(5) 申請内容に虚偽があった場合

(6) 労働関係法及びその他の法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がある場合（是正勧告を受けて是正していない場合を含む）

(7) 本認証の取消しまたは辞退の履歴がある場合

(8) 申請時点において、厚生労働省または都道府県労働局等の公的機関により、労働関係法令違反等を理由として企業名の公表をされている場合

(9) 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の定めに合致しない場合

(10) その他知事が適当でないと判断した場合

（上位認証）

第5 第4第2項に定める上位認証の名称は、「アドバンスプラス」とする。

（認証申請）

第6 申請者は、認証を受けようとする認証コースを1つ以上選択の上、認証申請書（様式1号）に次の各号に定める書類を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 実践状況報告書（様式 2 号）に定める基本項目に係る必要書類
 - (2) 選択したコースの実践状況報告書（様式 3 号～様式 5 号）に定める選択したコースに係る必要書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の認証申請は、第 2 に定める企業が行うことができるものとする。この場合において、事業所が複数ある企業については、県内に本社がある場合は本社において、県外に本社がある場合は県内の主たる事業所において申請するものとし、事業所単位での申請は認めない。
- 3 「アドバンスプラス」は、第 4 第 2 項の基準を満たした時点で認証し、申請は不要とする。
- 4 知事は、受理した申請書類に不備がある場合、補正を命じることができる。申請者は、補正の通知が到達してから 14 開庁日以内に補正を行うものとする。この期間に補正に応じない場合は、申請を却下する。

（認証期間）

第 7 認証期間は、月単位とする。

- 2 各コースの認証期間は、3 年間とする。
- 3 「アドバンスプラス」は、第 3 に定める 3 コースの全てについて認証を受けている期間を認証期間とする。

（優遇措置）

第 8 認証企業は、認証期間中、次の各号に掲げる優遇を受けることができる。

- (1) 県の公式ホームページ等により広く公表
 - (2) 別に定める認証マークの使用
 - (3) 長野県中小企業融資制度（中小企業振興資金）における貸付利率の優遇
 - (4) シューカツ NAGANO 応援助成金の利用における上限回数の上乗せ
 - (5) 県が主催するインターンシップフェア等へのイベント優先参加枠への応募
 - (6) 県の入札参加資格審査における加点
 - (7) ハローワーク求人票の求人条件特記事項への表示
 - (8) 奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金の利用
 - (9) 長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金における助成額の優遇
 - (10) 長野県パパ育休応援奨励金への加算
 - (11) 日本政策金融公庫の特別貸付の「地域活性化・雇用促進資金」における特別利率の適用
 - (12) 介護テクノロジー一定着支援事業補助金における対象事業所数の申請上限数の上乗せ
 - (13) その他知事が認めたもの
- 2 前項については、第 7 第 2 項に定める認証期間中に限り、優遇を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第 9 認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、変更後 30 日以内に、変更届（任意様式）を知事に提出しなければならない。

（認証の更新）

第 10 認証企業は、認証の更新を申請する場合、第 6 の規定に基づき申請する。ただし、第 6 第 1 項 1 号に定める書類については、前回の申請時に提出した内容と変更がない場合に限り、提出を省略することができる。

- 2 前回の認証期間が終了する月の翌月末日までに更新の申請をした場合の新たな認証期間は、当該終了月の翌月から始まるものとする。
- 3 認証企業が現に2コース以上の認証を取得し、コースごとに認証期間の終了月が異なる場合に、コース間の認証期間の統一を図ることを目的とする場合に限り、認証期間の終了を待たずして当該認証の更新を受けるための申請を行うことを認めるものとする。ただし、既に認証されているコースの認証回数は加算されない。なお、未認証のコースを申請する場合も同様とする。

(認証書の再交付)

第11 認証企業は、認証書を亡失、又はき損した場合には、再交付願（任意様式）を知事に提出することにより、認証書の再交付を受けることができる。

(認証の辞退)

第12 認証企業は、認証を辞退しようとするときは、辞退届（任意様式）を知事に提出するものとし、知事が受理した日をもって辞退の効力が生じるものとする。

- 2 辞退後は、速やかに認証書を返却するとともに、認証マークの使用を中止しなければならない。

(認証の取消)

第13 知事は、認証企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認証を取り消すものとする。

- (1) 暴力団員がその代表者又は役員である場合
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合
 - (3) 県の他の事業において、過去に前2号の理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置を受けたことがある場合
 - (4) 企業としての活動実態が無いと判断される場合
 - (5) 申請内容に虚偽があった場合
 - (6) 労働関係法その他の法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があるまたはあった場合（是正勧告を受けて是正していない場合を含む）
 - (7) 厚生労働省または都道府県労働局等の公的機関により、労働関係法令違反等を理由として企業名の公表をされている事実が判明した場合
 - (8) 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の定めに合致しない場合
 - (9) その他知事が適当でないと判断した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、認証を取り消された企業に対し、書面にて速やかに通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により、認証を取り消された企業は取消しの日から起算して3年を経過するまでの間は、第6条第1項の認証を取得できないものとする。
 - 4 認証を取り消された企業は、速やかに認証書を返却するとともに、認証マークの使用を中止しなければならない。
 - 5 労働雇用課長は、認証の取消しに際しては、健康福祉政策課長、経営・創業支援課長、建設政策課長その他本認証に関係する課長及び関係する労政事務所長に対し、認証の取消しの内容について通知する。

(報告義務)

第14 認証企業は、認証取得後において、第13第1項の各号のいずれかに該当または該当する

おそれが生じた場合及び第 1 に定める認証制度の目的に照らし認証企業としての適格性に影響を及ぼす可能性のある事由が生じた場合には、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告にあたっては、事実関係及び対応状況を記載した書面（任意様式）を提出するものとする。
- 3 知事は、報告内容に基づき必要な調査を行い、認証の継続の可否について判断するものとする。

（事務の所掌）

第 15 この要領に関する事務は、産業労働部労働雇用課において所掌する。

（補則）

第 16 この要領に規定するもののほか、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「多様な働き方等実践企業」認証制度実施要領（平成 27 年 7 月 23 日制定）（以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 旧要領の規定による認証は、なお効力を有する。この場合において、施行日から令和 5 年 9 月 30 日までの間における事務の取扱いについては、「「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度移行に係る事務取扱要領」の定めるところによる。

附 則（令和 7 年 10 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第 4 の規定により認証を取得している者に対する認証の基準は、なお従前の例による。
- 3 ただし、申請者は前項の経過措置に基づく認証に限り、この要領による改正後の「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第 4 の規定にかかわらず、現にこの要領による改正前の「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領による基準または現にこの要領による改正後の「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領による基準のいずれかを選択できるものとする。
- 4 経過措置の適用は令和 8 年 3 月 1 日付の認証までとする。